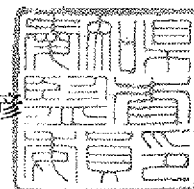


別記請求人及び代理人 様

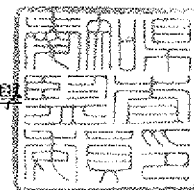
愛知県監査委員

深谷 憲彦



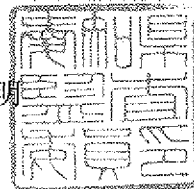
同

青山 學



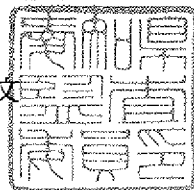
同

後藤 貞明



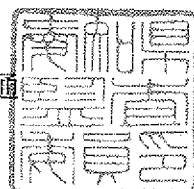
同

久保田 浩文



同

熊田 裕通



地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

平成21年3月30日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の趣旨

請求人らから提出された平成21年3月30日付けの愛知県職員措置請求書及び事実証明書によれば、請求の趣旨は次のとおりである。

1 木曾川水系連絡導水路事業（以下「本件導水路事業」）は、独立行政法人水資源機構（以下「水機構」）が事業を行うもので、事業実施計画によれば、以下のとおりとなっている。

（1）事業の目的

① 流水正常機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）

木曾川水系の異常渇水時において、徳山ダムに確保される流水正常機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）（以下括弧書きを略）を図るための容量のうちの4000万m³を一部は長良川を経由して木曾川に導水し、木曾成戸地点において河川環境の改善のための流量を確保する。

② 新規利水の供給

徳山ダムに確保される愛知県水道用水最大2.3m³/s、名古屋市水道用水最大1m³/s及び名古屋市工業用水最大0.7m³/sを導水し、木曾川において取水を可能ならしめる。

（2）施設概要

① 上流施設

揖斐川から最大20m³/sを取水し、長良川及び木曾川に導水する。長良川への導水は、流水正常機能の維持を図るための水として最大4m³/s及び名古屋市工業用水として最大0.7m³/sとする。木曾川への導水は、流水正常機能の維持を図るための水として最大12m³/s、愛知県水道用水として最大2.3m³/s及び名古屋市水道用水として最大1m³/sとする。

② 下流施設

上流施設から長良川に導水された流水の正常な機能の維持を図るための水として最大4m³/s及び名古屋市の工業用水として最大0.7m³/sを、長良川から取水し、木曾川に導水する。

（3）事業費と愛知県の費用負担

事業費は約890億円である（うち、約22億円はすでに国が支出している。）

そのうち65.5%が、流水正常機能の維持に係る費用額で、国が水機構に水資源機構法21条1項に基づいて交付し、そのうち30%を関係県が負担し、愛知県の負担割合は75.5%とされているので、負担額は約132.1億円である。残り（34.5%）が新規利水の供給に係る費用額で、流水を水道の用に供する愛知県は20.9%を負担しなければならず、その額は約186億円である。

2 事業の不要性（費用負担の根拠の欠如）

- (1) 木曾川の流水正常機能とされる成戸地点における河川維持流量は、河川環境のための流量で、50m³/sとされた。これはヤマトシジミの生息を理由とするもので、その生息限界とする塩素イオン濃度11,600mg/Lになった時の流量が57m³/sであったことを根拠としている。しかし、ヤマトシジミは塩素イオン濃度11,600mg/Lで直ぐに斃死はしない。河川下流部のヤマトシジミの斃死は、長期の高塩分水だけでなく、溶存酸素量の欠乏によっても起こるのであり、ヤマトシジミの生息を根拠とする上記50m³/sは科学的根拠がない。そして、異常湧水時の緊急水の補給によって確保されるのは基本的に20m³/s、最大40m³/sであって、河川維持流量の根拠としたヤマトシジミの生息を図ることもできないものである。また、木曾川50K地点付近のアユ、ウグイ等の産卵に必要なとする流量40m³/sはその下流で約48m³/sの取水があるので確保されている。本件導水路は、木曾川の流水正常機能維持として無意味なものであり、必要性がない。
 - (2) 愛知県水道用水2.3m³/sは、愛知用水地域の2000年からの増加を想定している2015年における需要に対する近年2/20規模年の安定供給水源とされているが、需要が既に増加せず頭打ちになっており、安定供給水源としても必要性がない。本件導水路は必要性がない。
 - (3) 以上の通り、本件導水路は流水正常機能の維持でも新規利水でも必要性がなく、使い途のない徳山ダムや長良川河口堰に、さらに無用の施設を加えるだけである。本件導水路事業に係る愛知県の費用負担は違法なものであって、愛知県には負担の義務がなく、負担金を支出すべきではない。
- 3 よって、本件導水路事業の愛知県の費用負担金につき、①支出しない、②国（国土交通省）および水機構に対する負担義務の不存在の確認請求、③支出されたときは支出職員に対する損害賠償請求、④その他必要な措置、以上の措置を求める。

第2 要件審査

監査の実施にあたり、本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかどうかについて審査を行ったが、その結果は次のとおりである。

1 措置請求の取り下げ及び請求人の資格について

- (1) 平成21年3月30日に措置請求書を提出した請求人554名のうち12名について、平成21年5月1日付けで措置請求の取り下げがなされた。
- (2) その余の請求人につき、法第242条に定める住民監査請求の請求人としての資格を有するか否かについて調査したところ、次の事実が判明した。
 - ① 1名について、措置請求書記載の住所では住民基本台帳に記録がないことが判明した。監査委員としては、住民基本台帳に記録がない場合、それ以外の方法をもつ

て、独自に請求人が本県の住民であることを確認することは困難である。したがって、住民基本台帳に記録がない場合には、住民監査請求の要件を具備していないものとして取り扱わざるをえない。

② 2名については、幼少であり、そもそも住民監査請求の請求人足りえない。

よって、当該3名からの住民監査請求については、法242条に定める住民監査請求の請求人の資格を欠いており、不適法である。

2 請求人らの主張について

(1) 法第242条第1項に定める住民監査請求は、地方公共団体の行政活動一般を対象とする制度ではなく、住民が、地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるときに、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できるとする制度である。

したがって、住民監査請求においては、請求人が違法又は不当と主張する財務会計上の行為について、なぜそれが違法又は不当であるのか、その理由あるいは事実を具体的に摘示する必要がある。

(2) 本件において、請求人らは、本件導水路事業に係る愛知県の費用負担を違法なものとしたうえ、愛知県の費用負担金の支出の差止め等を求めている。

(3) しかしながら、請求人らの主張は、要するに、「木曾川水系における水資源開発基本計画」(平成16年6月15日閣議決定。以下、「基本計画」という。)により整備することとされた本件導水路事業について、流水正常機能の維持及び新規利水の両面において必要性がないとする独自の見解を述べているものにすぎず、愛知県の費用負担金の支出手続き等について、違法又は不当の理由あるいは事実を具体的に摘示しているものとは認められない。

(4) また、国により策定された基本計画に基づく本件導水路事業について、愛知県の費用負担金の支出手続き等が違法とされるためには、基本計画又は本件導水路事業の実施手続き等に重大かつ明白な瑕疵が存在することが必要であると解されるところ、請求人は、この点について何ら具体的な摘示をしているものとは認められない。

(5) よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法といわざるをえない。